

議案第 4 3 号

さいたま市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例

さいたま市立視聴覚ライブラリー条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 2 4 号）の  
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
( 休館日 ) 第 4 条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとす る。 (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「祝 日法による休日」という。）に当たるときは、 その翌々日（祝日法による休日に当たる日を除 く。）） (2)・(3) [ 略 ] 2 [ 略 ]	( 休館日 ) 第 4 条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとす る。 (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「祝 日法による休日」という。）に当たるときは、 その翌日（祝日法による休日に当たる日を除く。 ）） (2)・(3) [ 略 ] 2 [ 略 ]

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。